

日本の核兵器との向き合い方

～目次～

1. はじめに
2. 核戦略の推移
3. 核抑止について
4. 近年の核軍縮の動き
5. 各国の状況
6. 日本の置かれた状況
7. 日本が核兵器を持つ場合
8. 論点
9. 出典

1 はじめに

核兵器とは、核分裂、核融合などの原子核反応によって得られる高エネルギーを利用した兵器のことである。原子爆弾や水素爆弾などの核弾頭とミサイルや戦略爆撃機などの運搬兵器で構成されている。

核兵器の最も大きな特徴はその強力さにある。大量破壊兵器（NBC兵器）の中核をなす核兵器は、それまでの分子の反応を利用した通常兵器よりも数桁上回る大きなエネルギーを放出する。例えば、最大の水素爆弾である旧ソ連のツァーリ・ボンバでは TNT 換算で 50 メガトン（TNT 爆弾 5000 万トン相当）もの破壊力を持ったといわれる。これは、第二次世界大戦中に全世界で用いられた総爆薬量の 10 倍もの威力である。

このような威力故に、核兵器は 20 世紀後半以降、単なる兵器としてだけでなく国家ひいては人類の存亡にも影響をあたえるものとして、開発、配備、規制、廃棄など様々な議論の対象となってきた。今回は、我が国日本における核兵器に対する向き合い方について考察する。

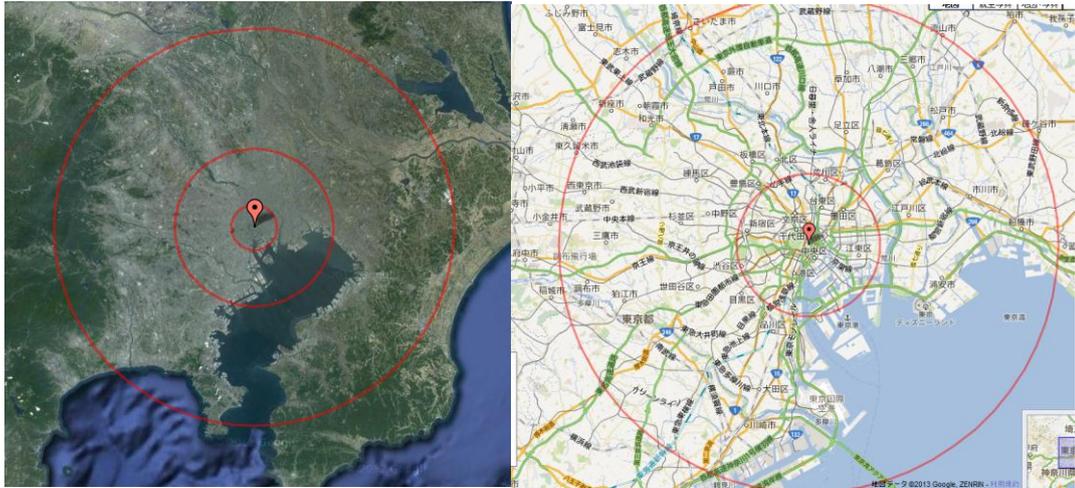


図 1：ツァーリ・ボンバが東京駅上空で炸裂した場合。中心に近い順に「一次放射線の致死域」、「爆風による人員殺傷範囲」、「致命的な火傷を負う熱線の効果範囲」

2 核戦略の推移

2.1 「核抑止」概念の芽生え

核兵器は第二次世界大戦終戦間際に開発されたが、当時はまだ核兵器が戦略的に革命をもたらす兵器であるとは捉えられておらず、単に「威力の大きな爆弾」と捉えられていた。核兵器自体の信頼性の低さと運搬手段が爆撃機に限られていた事などが理由としてあげられる。つまり、その当時においてはまだ「核戦略」というものは存在しなかったことになる。

しかしながら、1950年代になるとソ連も核保有国となり、さらに迎撃が非常に難しい弾道ミサイルも開発され核兵器の脅威は飛躍的に高まり、核抑止が提唱されるようになった。

バーナード・ブローディ『絶対兵器』

- ・「敵に勝利するための代価が勝利によって得られるものよりはるかに大きい時、勝利そのものの意味がない。」
- ・「今後の軍事機構の主要な目的は、戦争に勝つことではなく、戦争を避けることでなくてはならない。」

2.2 制限戦争論

前述の通り、核兵器の登場は核保有国に対して全面戦争を事実上不可能にした。では、核兵器の抑止力によって通常兵器も無用の長物と化したのだろうか？戦略家たちの答えはノーであった。朝鮮戦争やインドシナ戦争に於いて核兵器の抑止力がそれらに対してそれほど大きな効果を与えたとは捉えられなかったのだ。

る。

ここにおいて初めて核兵器の抑止力によってお互いの戦力が制限される「制限戦争」という概念が生まれた。また、これにより戦争が政治的交渉を重視するようになり、核戦略が深まりを見せていった。

ヘンリー・キッシンジャー『核兵器と外交戦略』

・「核戦争になったとしても適切な限定戦争の教義に従えば破滅的な戦争になるとは限らない。」

・「ただし限定核戦争では主導が最重要の原則であり、戦争を主導するための柔軟な戦略的選択肢が準備されなければならない。つまり十分な報復力を維持することで全面核戦争を抑止しながらも、敵の行動に反応できる段階的な軍事力の使用が準備されることが核時代の安全保障の課題となる。」

2.3 相互確証破壊 (MAD)

このように選択肢を増やすことが安全保障の課題となったのだが、これが最終的にエスカレーションして核戦争になった場合を想定したのが「相互確証破壊」という概念である。

一方の核兵器による先制攻撃によってもう一方の核兵器が壊滅してしまう状況は、先制攻撃された場合の選択肢を持ち得ていないことを意味する。ここにおいて、「いかにして敵の先制攻撃で破壊されずに発射するか (生存性)」が課題となった。これにより特に米ソ両国は生存性の高い SLBM (潜水艦発射弾道ミサイル) や MIRV (多弾頭独立目標再突入ミサイル) の開発を進めていった。これにより核兵器の生存性は高まったが両国が数万発の核弾頭を保有するようになった。さらに、米ソ両国は ABM 条約を結び、ABM (弾道ミサイル迎撃ミサイル) を厳しく規制することで防御体制を互いに敢えて貧弱なものにする事で MAD 体制を強化しようとした。

2.4 ミサイル防衛 (MD)

このように、MAD に基づいた核の均衡が抑止につながるとの見方が大きかったが、1983 年になるとアメリカ大統領のロナルド・レーガンが新たな核戦略を提唱した。それが戦略防衛構想 (SDI) であった。衛星と地上の迎撃システムを連携させて弾道ミサイルを迎撃、撃墜することでアメリカ本土への被害を最小限に抑えようとしたのである。これが現在まで続くミサイル防衛 (MD) の始まりであった。

MD はそれまで考えられてきた懲罰的抑止理論ではなく拒否的抑止理論を充実させていくこととなった。

3 核抑止について

3.1 核抑止の対象

核抑止力は冷戦初期のアメリカ単独保有の時代には戦争そのものにコミットすると考えられていた。しかしながら、現在では核抑止力は核兵器の使用に対する抑止として働くと考えられている。前述の通り、核兵器を保有は朝鮮戦争、インドシナ戦争、ベトナム戦争、イラク戦争に至るまで戦争それ自体を抑止したとは考えにくいのである。つまり、核兵器の抑止力は通常兵器に対しては機能しないという特徴がある。

3.2 軍事力の機能としての抑止

安全保障上、抑止とは敵対国が期待するベネフィットに対してリスクが上回ると思わせる事によって、自国の利益に反する行為を敵対国に取らせないようにする事である。つまり、抑止の前提として敵が合理的な判断をできなければならない。たとえば、テロリストや滅亡寸前の国家など合理的な判断がなされないものに対して核抑止はおろか軍事的な抑止力は働かない。

3.3 拡大抑止は機能するか

自国に対する核攻撃を抑止することを「基本抑止」といい、同盟国や第三国に対する核攻撃を抑止することを「拡大抑止」や「核の傘」などという。

一般的に、基本抑止に比べて拡大抑止は抑止力が低いとされる。

拡大抑止は機能しないという意見

・ロシアが東京を核攻撃した場合に、アメリカがニューヨークやワシントンが火の海になることも顧みずモスクワを攻撃するとは考えられない。

拡大抑止は機能するという意見

・報復攻撃を行わなかった場合はすなわちアメリカ覇権の終焉を意味し、アメリカを盟主とした同盟は事実上解体する。したがってアメリカはニューヨークが消えようがワシントンが吹き飛ばされようが報復攻撃をせざるを得ない。

4 近年の核軍縮の動き

前述の通り、MAD体制下では米ソ両国においては特に核保有数が増加した。しかしながら、戦略兵器制限交渉 (SALT)、弾道弾迎撃ミサイル制限条約、中距離核戦力全廃条約、戦略兵器削減条約 (START)、モスクワ条約、第四次戦略兵器削減条約など様々な交渉を経て、さらに冷戦終結後の世界的な脅威の軽減に起因して核弾頭の数には現在に至るまで減少傾向にある。

また、条約などにより核兵器の該当地域の各国による核兵器の使用 (開発、核実験、

保有、配備、実際の使用など)の禁止などを定めた、非核兵器地帯も拡大している傾向にある。

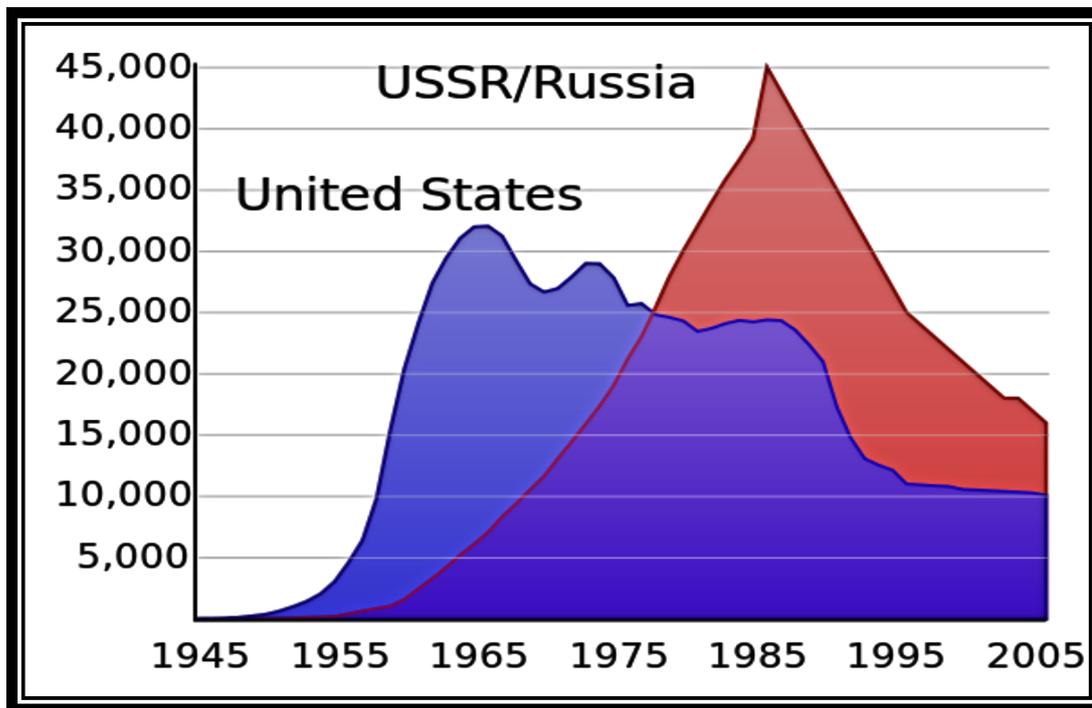


図 2：アメリカ合衆国とソ連（1992 年以降はロシア連邦）の核弾頭の保有数の推移

5 各国の状況

5.1 核保有国

5.1.1 アメリカ合衆国

アメリカは人類史上初めて核兵器の開発に成功した国である。また、2013 年現在に至るまで核兵器を実際に実戦使用した国はアメリカ以外には存在しない。

1949 年にソ連が核保有となるまでは唯一の核保有国であった。ソ連の核保有後は、冷戦を背景に水爆の開発を始め、核兵器の質と量を高める努力を行ってきた。しかしながら、冷戦終結後の 1992 年以降には新たな核兵器の配備はおこなっていない。02 年に発表された「核態勢の見直し」では、ロシアの脅威に基づいて核戦力を決定するのをやめ、友好国の安全保障も考え、必要最低限の水準の核戦力を維持するとともに、今後は核戦力のみならず通常戦力と防衛システムを含めた新たな抑止力が必要であるとした。2005 年に発表されたドクトリンでは、NBC 兵器を用いたテロリストに対しては核による報復もありうると明言した。2009 年以降のオバマ政権においては、安全保障に於ける核の依存度を低くし、他国にも同調を求めるとした。

図 2 にもある通り、冷戦終結後は現在に至るまで核兵器に関しては制限、

削減をしてきた。しかしながら、これは核抑止そのものの重要度が減ったと言うよりもアメリカから見た脅威の総数が減ったということも考慮しなければならない。

5.1.2 ソヴィエト連邦及びロシア連邦

アメリカの4年後に核開発に成功した世界で2番目の核保有国である。また現在に至るまで長らく世界最大の核保有国でもある。

冷戦中においては、アメリカと対抗して核の軍拡競争を繰り広げたが冷戦集結後はアメリカ同様に核兵器の制限、削減が進んできた。ソ連の崩壊とともにソ連の保有していた核兵器はロシアに引き継がれたが、その際に国外に核兵器の流出があったのではないかと見られている。現在においては、オバマ政権の「核なき世界」の理念には理解を示しつつも、当面は核兵器に対する現在の立場を変えるつもりはないようである。また、核兵器による先制予防攻撃の条件緩和も検討されており、核の抑止力を今後も重視していく傾向は続くようである。

5.1.3 イギリス

アメリカのマンハッタン計画のデータを引き継ぎ、1952年に核開発に成功した。

イギリスの核戦略の中心はソ連（ロシア）の脅威の抑止という観点であった。イギリスの核戦略は主に原子力潜水艦によるものであり、核兵器を搭載した原子力潜水艦の内、常に1機を外洋に置くことのできる状況でも核抑止力を行使できるように務めている。冷戦後においては、その脅威の軽減から核の保有数は減少したが、国際安全保障は予測不可能として2020年になっても、SLBMに基づく核戦略を維持する構えを見せている。

5.1.4 フランス

1960年に、独自の技術を元に核開発に成功した。核開発の動機は、スエズ動乱の際に、ソ連と米英陣営との間に生じた外交的緊張を契機として、フランスが自国の軍事力の貧弱さに気づいたからだと言われている。冷戦後、フランスは175発の核弾頭を削減し、弾道ミサイル原子力潜水艦と中距離空対地ミサイルの更新に合わせてそれらの核弾頭も更新した。また、新しい核兵器の開発も行なっており、大量破壊兵器を用いたテロに関しては核兵器による報復も行うとしている。サルコジ大統領は、「核戦力について、核拡散などのリスクが存在するなかで死活的利益を侵す国家からの攻撃に対してフランスを究極的に守るものとして」核兵器を保有する、と語っている。

5.1.5 中国

1964年に核開発に成功し、5番目の核保有国となった。アメリカとソ連に対する抑止の観点から核保有に踏み切った。中国共産党がデータを公表していないため、核の保有数は正確にはわからないが、アメリカ国防情報局によると100以上の核弾頭を保有していると予想されている。また、20発以上の大陸間弾道ミサイルがアメリカに向けられているともされている。

5.1.6 インド

インドはこれまでに一度もNPTを批准していない。1974年に核開発に成功して6番目の核保有国となった。1998年には核兵器として利用可能な核実験を行った。核開発はパキスタンとのカシミール紛争を背景に行われた。

5.1.7 パキスタン

パキスタンもインド同様にNPTに批准していない。1998年に核開発に成功し7番目の核保有国となった。パキスタンの核開発の背景には、北朝鮮、中国、日本企業などの関与も疑われている。

5.1.8 イスラエル

イスラエルもNPTには批准していない。国際社会からは核保有は確実視されているが、イスラエル自身は核保有に関して肯定も否定もしない立場をとっている。中東との対立を背景に核開発をおこなったものと考えられる。

5.1.9 北朝鮮

アメリカ、韓国との対立を背景に核開発を進め、2006年、2009年、2013年に核実験を行った。パキスタンの核技術が流れているとの噂もある。

5.1.10 ベルギー・ドイツ・イタリア・オランダ

これらの国々は、核兵器の単独保有は行っていないがNATO軍の核共有協定に基づいて、アメリカがこれらの国々に核兵器を備蓄、配備している。核はアメリカの管理の元にあり、全ての国々が核使用に賛成してもアメリカが反対されれば使用することはできない。

主に冷戦期の、ソ連の脅威に対抗する形で行われ、近年では共有国が減少している。(カナダ、ギリシャ、トルコが現在までにアメリカの核共有国からの離脱を行なっている。)

5.1.11 イラン・シリア・ミャンマー

これらの国々は、国際社会から核開発の疑いが持たれている。イランはイラク、シリアはイスラエルなど脅威を想定しての核武装が懸念されている。

5.1.12 南アフリカ

イスラエルとの協力のもと 6 発の核兵器を保有していたとされる。しかし 1990 年代初頭には核兵器を放棄しており、1991 年には NPT も批准している。

5.1.13 ベラルーシ・カザフスタン・ウクライナ

ベラルーシは 81 発、カザフスタンは 1400 発、ウクライナは 5000 発の核兵器を旧ソ連から引き継いでいたが、1996 年頃までには廃棄またはロシアへの移管がなされている。現在は NPT にも批准しており核保有はしていない。

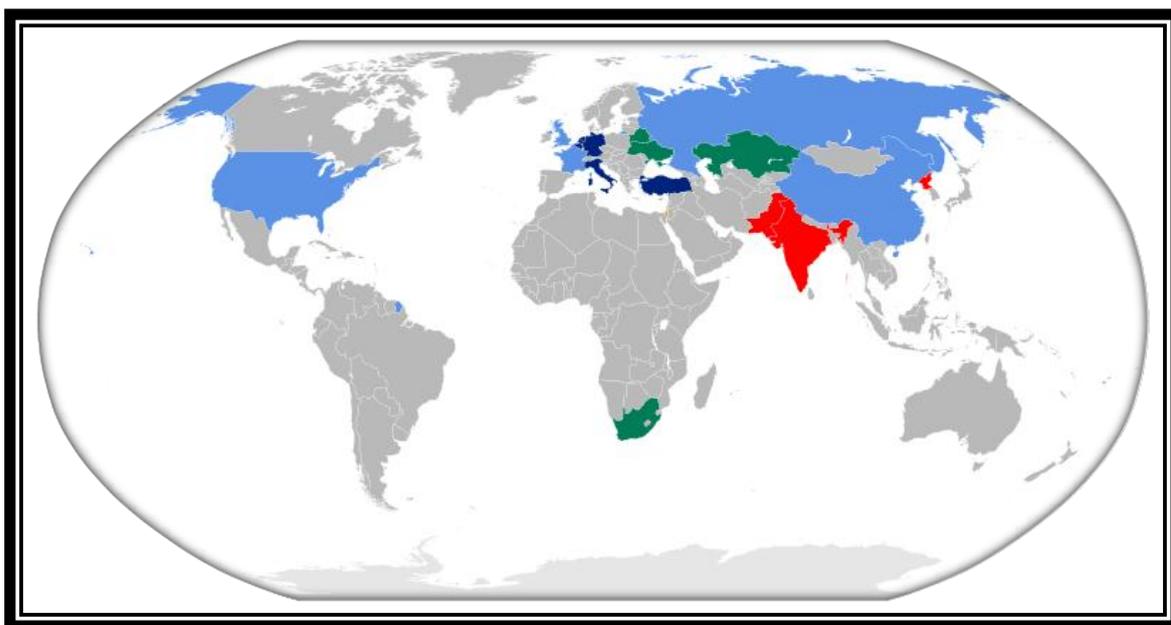


図 3：世界の核保有国もしくは過去の保有国

6 日本の置かれた状況

日本の周辺には、アメリカ、ロシア、中国、北朝鮮と核保有国が多数存在し、世界的にも核戦略が特に重要な地域である。特に、ロシア、中国、北朝鮮とは領土問題を抱えている。また、核の抑止力に関してもアメリカに頼っているという状況が更にこの問題を複雑にしている。アメリカは、日本に対して「核抑止力」「打撃力」を担うかわりに、日本に「集団的自衛権」「アメリカに向かう弾道ミサイルの迎撃」を求めている。

る事も考慮する必要がある。

7 日本が核兵器を持った場合

7.1 メリット

現状ではアメリカに頼っている、北朝鮮、中国、ロシアに対する核抑止をより確実なものにすることができる。これと関連してアメリカ追従といわれる日本の立場を一定程度改善できる。外交の自由性が得られる。

7.2 デメリット

周辺国の強力な反対にあうことが予想される。また、核武装は日米同盟強化にとってはマイナス要因である事を考えると、安全保障上トータルで見ると日本の安全が日米同盟を基盤とした現状よりも保障されるとはかぎらない。NPT体制が崩壊することが予想されるため、日本の安全保障上の脅威を逆に高める可能性もある。

数兆円規模での軍事予算の作成が必要となる。

8 論点

「核戦略の推移」「世界的な核軍縮の潮流」「周辺国家の情勢」などそれぞれの論点から見て、日本は核兵器とどのように向き合っていくべきか。

9 出典

防衛大学校・防衛学研究会編 『軍事学入門』 かや書房

防衛大学校安全保障学研究会編 『安全保障学入門』 亜紀書房

ヘンリー・A・キッシンジャー著 『核兵器と外交政策』 駿河台出版社

曾村保信著 『地政学入門 外交戦略の政治学』 中公新書

防衛省編 『平成 24 年度版 防衛白書』 佐伯印刷株式会社